



ご存知ですか？平成20年11月から労災保険・通院費の支給基準が変更になりました。

支給される方は

① 傷病労働者の住居地または勤務地と同一の市町村内の「診療に適した労災指定医療機関等」へ交通機関を利用して通院（片道2 km以上）した場合

支給される要件

傷病の診療に適した労災指定医療機関等へ受診されれば支給されます。

② 傷病労働者の住居地または勤務地の隣接する市町村内の「診療に適した労災指定医療機関等」

へ交通機関を利用して通院（片道2 km以上）した場合

## 「通院費」の請求をしてみえますか？

支給される要件

次のアまたはイの要件を満たす場合

ア、傷病労働者の住居

地または勤務地の隣接する市町村内に傷病の診療に適した労災指定医療機関等が存在しないとき。

イ、交通事情等の状況

から隣接する市町村内の傷病の診療に適した労災指定医療機関等への通院の利便性が高いとき。

③ 傷病労働者の住居地または勤務地の市町村、隣接する市町村以外の医療機関へ交通機関を利用して通院（片道2 km以上）した場合

支給される要件

次のアおよびイの要件を満たす場合

ア、傷病労働者の住居

地又は勤務地の市町村内、隣接する市町村内に傷病の診療に適した労災医療機関等が存在しないとき。

も適切な診療を実施することが可能でない場合もあることから、診療機器の整備状況、専門的知識・経験を有する医師の有無等を考慮し、適切な診療を実施できる体制が確保されているかの判断材料としますので監督署へお問い合わせください。

Q 春日井市に住居地があり名古屋市に勤務地がある場合に、自宅から

名古屋市の医療機関への通院は「住居地又は勤務地と同一市町村内の医療機関」ですか？

A 通院の起点が住居地の場合、勤務地の名古屋市にある医療機関は同一市町村内の医療機関とは判断しません。

## Q & A

Q 診療に適した労災指定医療機関等の判断は？

A 原則として医療機関が標榜する診療科目で判断します。ただし、標榜されている診療科目を有する医療機関において

も適切な診療を実施することが可能でない場合もあることから、診療機器の整備状況、専門的知識・経験を有する医師の有無等を考慮し、適切な診療を実施できる体制が確保されているかの判断材料としますので監督署へお問い合わせください。

A 労災指定医療機関等に準じて取り扱いますので要件に該当すれば通院費が支給されます。

Q 通院距離が片道2 km未満の通院でも支給されますか？

A 傷病の状態からみて交通機関を利用しなければ通院することが著しく困難であると認められる場合は支給されますので監督署へご相談ください。

Q 自家用車での通院も対象となりますか？

A その場合の支給金額はいくらですか？

A 自家用車での通院も対象となります。支給金額は通院距離1 kmに37円を乗じた額となります。

Q タクシーでの通院も対象となりますか？

A 傷病の状態からタクシーを利用しなければ通院することが著しく困難であると認められる場合は支給されますので監督署へお問い合わせください。

監督へご相談ください。

よくあるご質問をQ & A

## 監督署の窓

### ダブルスタンダード

平成23年6月14日に厚生労働省が、平成22年度脳・心臓疾患および精神障害などの労災補償状況を取りまとめ公表しました。

その中で特に「過労死」などの脳・心臓疾患に関する請求件数は802件、前年度比35件増で4年ぶりに増加に転じましたが、支給決定件数は前年度比8件減の285件で3年

Aの形で取り上げさせていただきます。

療養期間が長くなれば



た労働者の方には通院費の支給も大きな援助になると思います。通院費の

事業者の支給決定率は、46.8%とほぼ2人に1人の割合となっています。

では、なぜ道路貨物運送業や自動車運転従事者は、支給決定率が高いのでしょうか？

連続で減少しました。業種別では、道路貨物運送業の請求件数108件、支給決定件数57件が最多となりました。さらに職種別では、自動車運転従事者の請求件数139件、支給決定件数65件が最多となりました。請求件数全体での支給決定率は、35.5%ですが、道路貨物運送業の支給決定率は、52.8%、自動車運転従

まず脳・心臓疾患の労災補償の認定基準は、平成13年に改定されて、脳・心臓疾患の発症に影響を及ぼす業務による明らか過ぎる業務として、労働時間の評価の目安が示されました。その中で発症前1カ月間におおむね10時間または発症前2カ月間ないし6カ月間にわたって、1カ月当たり

支給基準に該当されると思われる方はお気軽に監督へご相談ください。

おおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できることを踏まえて判断することとされました。

本来時間外労働は、時間外労働の限度に関する基準により1カ月45時間と決まっている他、限度時間を超える場合も1年の半分を超えない回数を限度に、臨時の業務に限り1カ月45時間超えを特別条項として認めています。しかしながら、この限度に関する基準においても「自動車の運転の業務」は、適用除外として限度時間が適用されません。

それでは「自動車の運転の業務」は、青天井で時間外労働をさせて良いのでしょうか？

自動車運転者の労働時間については、労働大臣告示で平成元年に「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）が示されました。自動車運転従事者の代表であるトラック運転手については、この改善基準告示で1カ月の拘束時間を原則293時間以内、1日の拘束時間を基本で13時間以内としています。

トラック運転手は、改善基準告示を守って運転に従事しますが、1日の拘束時間が13時間では、所定労働時間を8時間、休憩時間を1時間とした場合に時間外労働時間が4時間となります。さらに1カ月の293時間を1日の13時間で割ると22.5日が1カ月の所定労働日数となり、月の時間外労働時間数は、22.5 × 4 ≒ 90時間となります。

一般の労働者は、1カ月45時間までを限度として、いるにもかかわらず、トラック運転手は、その2倍の90時間を限度としていて、改善基準告示を守って運行管理を行ったとしても、運転手が健康被害を発症しますと認定基準の時間の目安に該当することとなり、自動車運転従事者の支給決定率が高い要因となっています。



さらにトラック運転手の過重労働の問題は、過労死等の支給決定率が高い問題のみに留まりません。本年の2月15日に愛知県内の東名高速道路で渋滞中の車両にトラックが衝突し、行楽帰りの3人が亡くなる痛ましい事故が発生しました。また6月13日には、大阪府内の名神高速道路でトラックの衝突により5人が死亡する事故が発生しました。2月の事故に関して

は、事故原因に運転手の過労運転が背景にあるとして、運転を指示した営業所の所長が逮捕され送検されました。トラック運転手の労働時間は、改善基準告示を守ったとしても過重労働に該当する労働であるにも関わらず、その認識に欠ける運行管理者が改善基準告示を超過する運行を指示し、交通事故が一旦発生すると運転手のみならず多くの方を不幸に

し、さらに運行を指示した会社の管理責任そのものが厳しく追及されることとなります。改善基準告示第1条第2項には、「労働関係の当事者は、この基準を理由として自動車運転者の労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上に努めなければならぬ」と規定されていますが、労災補償の状況や多発するトラックの交通事故、さらに日々寄

せられる運転手からの情報などを見る限り、この基準の向上に努める事業者の少ないことが大変危惧されるところです。トラック運転者が一般労働者と同様に安心、安全で健康に働ける為には、運送業界に改善基準告示をダブルスタンダードとしない労働時間管理を強く求めたいと思います。

## 「2011産業保健フォーラムin愛知」開催のご案内

日時 平成23年10月21日(金) 13:00～16:40

場所 中区役所ホール  
(名古屋市中区栄4-1-8)

- 内容
- (1) 開会あいさつ 愛知労働局長
  - (2) THP表彰伝達 愛知THP推進協議会会長
  - (3) 講演①「職場のメン

タルヘルス対応事例について」大同特殊鋼株式会社 統括産業医・医学博士 斉藤政彦氏

(4) 事例発表「THP優良事業場の活動内容紹介」愛三工業株式会社 「快適職場づくりの活動内容紹介」IHI株式会社 愛知工場

(5) 講演②「名古屋市の受動喫煙防止対策について

て」名古屋市健康福祉局健康部

(6) 講演③「名古屋市における自殺の実態について」名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

(7) 「メンタルヘルスガイドブックの紹介」愛知県産業労働部労政担当局長 労働福祉課

対象者 事業主、医師・

定員 300名

参加費 無料(但し、申し込み&愛知労働基準協会受付印のある受講票提出が必要です)

主催 愛知労働局、愛知県、名古屋市、愛知THP推進協議会

後援 (社)愛知労働基準協会

申込方法 所定の参加申込書に所要事項を記載

の上、FAXでお願いします。

問い合わせ・申込先 (社)愛知労働基準協会 ☎052-221-1430 FAX052-221-1440

期限 10月7日(定員になり次第、締め切らせていただきます。駐車場はありませんので、公共交通機関でお越しください)